

現 場 説 明 書

- 1 委 託 業 務 番 号 R5－水検針-01
- 2 委 託 業 務 の 名 称 都市機構・公社住宅水道検針等業務委託
- 3 委 託 業 務 の 場 所 仙台市青葉区錦町一丁目3番9地内他
- 4 現 場 説 明 事 項
業 務 委 託 期 間 令和5年10月1日(日)から令和8年3月31日(火)まで
- 業 務 内 容 UR賃貸住宅および公社賃貸住宅内の水道メーター（共用部43ヶ所、住戸専用部1496ヶ所、計1,539ヶ所）の検針等
- 業 務 仕 様
- ・定期（2ヶ月に1回）の検針
 - ・臨時（賃貸住宅に退去者が出た場合等）の検針
 - ・検針票の作成および配布
 - ・納付書の作成および配布
 - ・その他（異常値の報告、確認等）
- 支 払 方 法 毎月払い
- 金額に端数が生じた場合は、端数分を1回目の支払い時に処理する。
上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、請負者の負担とする。
- 5 質 疑 ・ 回 答
- 質疑 令和5年9月6日(水) 10時までに書面にて提出のこと
- 回答 令和5年9月7日(木) 12時までにURLページ内にて回答する
- ※担当 経営戦略班 FAX：022-261-0831
- Mail：keiei@miyagi-jk.or.jp
- 6 そ の 他 詳細は別紙「水道検針等業務実施要」による。

住宅団地の名称及び所在地一覧表

〈都市再生機構賃貸住宅〉

団地名	所在地
仙台外記丁	仙台市青葉区錦町一丁目3番9
仙台榴ヶ岡	仙台市宮城野区五輪一丁目4番22
仙台桜ヶ岡	仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1
3団地	

〈公社賃貸住宅〉

団地名	所在地
東照宮	仙台市青葉区東照宮一丁目13番
黒松第2	仙台市泉区黒松三丁目1番
折立	仙台市青葉区折立四丁目14番
将監第1	仙台市泉区将監四丁目28番
将監第2	仙台市泉区将監四丁目29番
幸町	仙台市宮城野区幸町三丁目7番
6団地	

水道検針等業務対象住宅

都市機構賃貸住宅

公社賃貸住宅

団 地	内 訳	団 地	内 訳
仙台外記丁	住 宅	東照宮	住 宅
	149		56
仙台榴ヶ岡	散水栓	黒松第二	散水栓
	1		0
仙台桜ヶ岡	住 宅	将監第一	住 宅
	129		128
計	散水栓	将監第二	散水栓
	1		5
計	賃貸住宅等	折 立	住 宅
	518		44
計	集会所・散水栓等	幸 町	店 舗
	3		6
計	計	計	住 宅
	978		460
計	計	計	集会所・散水栓
	40		16
計	計	計	住 宅
	978		978
計	計	計	散水栓
	40		40

総合計	1,539
-----	-------

水道検針等業務実施要領

「業務委託契約書」業務実施要領は次のとおりとする。

(1) 量水器の検針

- イ. 定期検針は、発注者が作成する「検針票」、「水道使用量のお知らせ」、「水道検針台帳」に水道メーター値および使用量等を記入するとともに「水道使用料のお知らせ」を各戸に配布し、「検針票」、「検針台帳」を発注者に提出するものとする。
- ロ. 定期検針の検針日は、偶数月の20日とする。但し、悪天候やその他事情により検針日に検針が困難な場合は検針日の翌々日までに検針を行うものとし、新たに入居した場合も同様に取り扱うものとする。
(検針日が土、日、祝日の場合は、偶数月の20日以降で最初の平日を検針日とする。)
- ハ. 臨時検針は、居住者が退去する場合に実施する。

(2) 水道使用料金納入通知書の配布

- イ. 発注者が作成する「水道使用料金納入通知書」または「口座振替のお知らせ」を各戸に配布するものとする。
- ロ. 水道使用料金納入通知書の配布日は、奇数月の20日とする。但し、悪天候やその他事情により配布日に配布が困難な場合は配布日の翌々日までに配布を行うものとする。
(配布日が土、日、祝日の場合は、奇数月の20日以降で最初の平日を検針日とする。)

(3) その他

- イ. 定期検針時に使用水量、その他の異常を確認した場合、速やかに発注者に報告すると共に、検針台帳に記録するものとする。
- ロ. 委託契約書、業務実施要領等に記載のない事項については、必要に応じて発注者と受注者の協議により定めるものとする。